

○長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例施行規則(令和6年3月18日規則第6号)
改正 令和8年3月30日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例(令和5年長野県条例第24号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定区域)

第2条 条例第6条第1号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 現に設置され、又は設置の工事に着手されている太陽光発電施設の事業区域であって、当該太陽光発電施設の設置の時に於いて森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林の区域であった区域
- (2) 前号に掲げるもののほか、森林法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林の区域であった区域のうち、災害の発生を防止する見地から知事が定める区域
(環境保全のための措置を検討する区域)

第3条 条例第8条の規則で定める区域は、次のとおりとする。

- (1) 森林法第2条第1項に規定する森林(同条第3項に規定する国有林及び同法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林に限る。)の区域
- (2) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第2号に規定する国立公園の区域、同条第3号に規定する国定公園の区域及び長野県立自然公園条例(昭和35年長野県条例第22号)第2条第1号に規定する長野県立自然公園の区域
- (3) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域の区域、同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域の区域及び長野県自然環境保全条例(昭和46年長野県条例第35号)第7条第1項の規定により指定された長野県自然環境保全地域の区域
- (4) 長野県自然環境保全条例第15条第1項の規定により指定された郷土環境保全地域の区域
- (5) 長野県水環境保全条例(平成4年長野県条例第12号)第11条第1項又は第2項の規定により指定された水道水源保全地区の区域
- (6) 長野県豊かな水資源の保全に関する条例(平成25年長野県条例第11号)第9条第1項又は第2項の規定により指定された水資源保全地域の区域
- (7) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域
- (8) 長野県希少野生動植物保護条例(平成15年長野県条例第32号)第23条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域
- (9) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域
- (10) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1の規定により指定された湿地の区域

(事業基本計画書の公表)

第4条 条例第9条第3項(条例第21条第3項、第27条及び附則第6項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(事業基本計画説明会に係る書面の作成)

第5条 条例第11条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 説明会の周知に関する次に掲げる事項
 - ア 周知の方法
 - イ 周知をした区域
- (2) 説明会の開催に関する次に掲げる事項
 - ア 日時及び場所
 - イ 参加者数
 - ウ 説明内容及び説明を行った者の氏名(法人にあつては、氏名及び役職名)

- 2 条例第11条の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 説明のために使用した資料
 - (2) 説明内容、参加者の要望及び意見並びにこれらに対する回答について具体的に記載した議事録
- 3 条例第11条の書面は、説明会ごとに作成するものとする。
(意見に対する回答の公表)
- 第6条 条例第13条第3項(条例第21条第3項、第27条及び附則第6項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
(許可の申請に係る添付書類)
- 第7条 条例第14条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 登記事項証明書(申請者が法人である場合に限る。)
 - (2) 申請者が条例第16条第1項第4号のアからカまでに該当しないことを誓約する書類
 - (3) 太陽光発電施設の配置図
 - (4) 土地の形質変更を行う場合にあっては、当該土地の造成計画の平面図、縦断面図及び横断面図
 - (5) 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造図
 - (6) 排水計画に係る平面図及び断面図
 - (7) 太陽光発電施設の構造に関する図面
 - (8) 現況写真
 - (9) 条例第11条の書面
 - (10) その他知事が必要と認める書類
- (許可の申請の内容の公表)
- 第8条 条例第15条第1項(条例第21条第3項、第27条及び附則第6項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
(不正な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者)
- 第9条 条例第16条第1項第4号のエの規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 森林法、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)、電気事業法(昭和39年法律第170号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)、長野県砂防指定地管理条例(平成14年長野県条例第57号)、長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例(令和4年長野県条例第33号)又は市町村が定めた土砂等の盛土等の規制に関する条例の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - (2) 県の区域において、条例第6条の許可の申請前1年間に次に掲げる処分を受けた者(当該処分による義務を履行した者を除く。)
 - ア 砂防法(明治30年法律第29号)第29条の規定による処分
 - イ 森林法第10条の3第1項、第16条又は第38条第2項の規定による処分
 - ウ 地すべり等防止法第21条第1項の規定による処分
 - エ 宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第1項又は第39条第1項の規定による処分
 - オ 都市計画法第81条第1項の規定による処分
 - カ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第8条第1項の規定による処分
 - キ 条例第32条(条例附則第6項において準用する場合を含む。クにおいて同じ。)の規定による処分
 - ク 市町村が定めた太陽光発電施設の設置等に関する条例の規定に基づく処分(条例第23条(条例附則第6項において準用する場合を含む。))又は条例第32条の規定による処分に相当する処分に限る。)
- (使用人)
- 第10条 条例第16条第1項第4号のオ及びカの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。
- (1) 本店又は支店(商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)

(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、太陽光発電施設の設置に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
(許可の公表)

第11条 条例第16条第4項(条例第21条第3項及び附則第6項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(工事の届出)

第12条 条例第17条第1項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき 次に掲げる事項

ア 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 許可年月日及び許可番号(条例第6条の許可を受けている場合に限り。)

ウ 太陽光発電施設の設置の場所

エ 設置工事の着手年月日

オ 設置工事の完了予定年月日

カ 運転開始の予定年月日

キ 施工業者の氏名、住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)及び連絡先

(2) 太陽光発電施設の設置の工事を完了したとき 次に掲げる事項

ア 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 許可年月日及び許可番号(条例第6条の許可を受けている場合に限り。)

ウ 太陽光発電施設の設置の場所

エ 設置工事の完了年月日

オ 運転開始の予定年月日

2 条例第17条第1項(条例第27条及び附則第6項において準用する場合を含む。)の規定による太陽光発電施設の設置の工事を完了したときの届出は、現況写真その他知事が必要と認める書類を添付してしなければならない。

3 条例第17条第2項(条例第27条及び附則第6項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(標識)

第13条 条例第18条の標識には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

(2) 許可年月日及び許可番号(条例第6条の許可を受けている場合に限り。)

(3) 太陽光発電施設の設置の場所

(4) 太陽光発電施設の合計出力

(5) 太陽光発電施設の運転開始の年月日

(6) 太陽光発電施設等の維持管理を行う者の氏名(法人にあつては、その名称)

(7) 緊急時における連絡先

(維持管理計画等)

第14条 条例第19条第1項に規定する維持管理計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 維持管理の基本的事項

(2) 維持管理の実施体制

(3) 保守点検の内容

(4) 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制

(5) 事故又は土砂災害等により、太陽光発電施設に損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制

(6) 前各号に掲げるもののほか、条例第19条第2項各号に掲げる基準を満たすことを確認するために知事が必要と認める事項

2 条例第19条第1項(条例第27条及び附則第6項において準用する場合を含む。)の規定による維持管理計画の提出は、条例第14条第1項(条例附則第6項において準用する場合を含む。)の規定

による申請書の提出に併せて行わなければならない。

- 3 条例第19条第4項（条例第27条並びに附則第6項及び第16項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、太陽光発電施設の設置の工事に着手する前に行わなければならない。
- 4 条例第19条第4項（同条第6項及び条例第27条並びに附則第6項及び第16項において準用する場合を含む。）及び第5項（条例第27条並びに附則第6項及び第16項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
- 5 条例第19条第7項（条例第27条並びに附則第6項及び第16項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、事故又は土砂災害等が発生した日から起算して30日以内に行わなければならない。

（太陽光発電施設の撤去の届出の公表）

第15条 条例第20条第3項（条例第27条及び附則第4項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（変更の許可の申請）

第16条 条例第21条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更
 - (2) 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間の変更
 - (3) 太陽光発電施設の機能を維持するために行う変更
- 2 条例第21条第2項の申請書には、条例第14条第2項の図面及び第7条各号に掲げる書類のうち変更の許可を受けようとする内容に係るものを添付しなければならない。
 - 3 条例第21条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 許可年月日及び許可番号
 - (2) 太陽光発電施設の設置の場所
 - (3) 変更の理由
 - 4 条例第21条第4項の届出は、第7条各号に掲げる書類のうち軽微な変更をした内容に係るものを添付しなければならない。

（地位の承継の届出）

第17条 条例第22条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 許可年月日及び許可番号（条例第6条の許可を受けている場合に限る。）
 - (2) 太陽光発電施設の設置の場所
 - (3) 承継年月日
 - (4) 承継の理由
- 2 条例第22条第1項後段（条例第27条並びに附則第4項及び第6項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、承継の事実を証する書面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。
 - 3 条例第22条第2項（条例第27条並びに附則第4項及び第6項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（設置の届出）

第18条 条例第24条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 太陽光発電施設の配置図
 - (2) 現況写真
 - (3) 条例第11条の書面（条例附則第3項の規定による届出を行う場合を除く。）
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 条例第24条第3項（条例附則第4項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（届出内容の変更の届出）

第19条 条例第26条第1項の届出は、条例第24条第2項の図面及び前条第1項各号に掲げる書類のうち変更の届出をしようとする内容に係るものを添付しなければならない。

- 2 条例第26条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
 - (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変

更

(2) 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間の変更

(3) 条例第24条第1項（条例附則第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る太陽光発電施設の機能を維持するために行う変更

3 条例第26条第3項の届出は、前条第1項各号に掲げる書類のうち軽微な変更をした内容に係るものを添付してしなければならない。

（準用）

第20条 第14条第2項の規定は、条例第27条において準用する条例第19条第1項に規定する維持管理計画の提出について準用する。この場合において、第14条第2項中「第14条第1項（条例附則第6項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の提出」とあるのは、「第24条第1項の規定による届出」と読み替えるものとする。

（身分証明書）

第21条 条例第30条第3項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

（条例の適用除外の公示）

第22条 条例第35条の規定による公示は、次に掲げる事項を県報に登載して行うものとする。

(1) 条例第35条の申出をした認定地域脱炭素化促進事業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

(2) 適用を除外する条例の規定

(3) 条例の規定の適用を除外する年月日

第23条 条例第36条の規定による公示は、次に掲げる事項を県報に登載して行うものとする。

(1) 条例の適用を除外する市町村の名称

(2) 適用を除外する条例の規定

(3) 条例の規定の適用を除外する年月日

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 既存太陽光発電施設の事業区域については、第2条第1号の規定は、適用しない。

（既存太陽光発電施設について変更の許可を要する事項）

3 条例附則第5項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 既存太陽光発電施設の設置の場所

(2) 事業区域の位置及び面積

(3) 既存太陽光発電施設の発電出力

(4) 既存太陽光発電施設の設置に関する計画

(5) 既存太陽光発電施設の構造に関する事項

（既存太陽光発電施設の届出内容の変更の届出）

4 条例附則第7項の届出は、条例第24条第2項の図面及び第18条第1項各号に掲げる書類のうち変更の届出をしようとする内容に係るものを添付してしなければならない。

5 条例附則第7項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更

(2) 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間の変更

(3) 既存太陽光発電施設の機能を維持するために行う変更

（既存太陽光発電施設の標識）

6 条例附則第11項の標識には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(2) 既存太陽光発電施設の設置の場所

(3) 既存太陽光発電施設の発電出力

(4) 既存太陽光発電施設の運転開始日

(5) 既存太陽光発電施設等の維持管理を行う者の氏名（法人にあっては、その名称）

- (6) 緊急時における連絡先
(既存太陽光発電施設の維持管理)
- 7 条例附則第12項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 維持管理の基本的事項
 - (2) 維持管理の実施体制
 - (3) 保守点検の内容
 - (4) 既存太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制
 - (5) 事故又は土砂災害等により既存太陽光発電施設に損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、条例第19条第2項各号に掲げる基準を満たすことを確認するために知事が必要と認める事項

附 則（令和8年3月30日規則第25号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(第1面)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書		
職 名			写 真
氏 名			
生年月日	年	月	
	年	月	日交付
	年	月	日限り有効
長野県知事			印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。